

福島復興再生特別措置法

(新規事業・既存事業・風評税制・イノベ税制)

【提出書類一覧】

区分	新規申請（対象資産が前回申請から増加した場合も含む）	継続申請（前回申請から対象資産に変更が無い もしくは一部減少の場合）
共通	1 指定書（写）※風評税制のみ 2 事業実施計画（写）※風評税制のみ 3 実施状況報告書（写）※風評税制のみ 4 認定書（写）※新規事業・風評税制・イノベ税制 確認書（写）※既存事業のみ 5 課税免除申請書 6 特別償却又は税額控除を行わなかった場合は、その理由書 7 当該事業年度の確定申告書の写し ※事業の用に供した日、資産の取得年月日、耐用年数及び震災 特例法による税額控除・特別償却の有無等を明らかにする書類 （法人税申告書別表第6（33）・6の2（30）・特別償却の付表 （震1の2）等の写し、償却資産の明細書等） 8 事業所の案内パンフレット等	1 課税免除申請書のみ
土地	9 土地の取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の 着手があったことを確認できる書類 （例：建築工事契約書の写） 10 土地の登記簿謄本（コピー可）	
家屋	11 建物配置図 12 建物平面図 13 家屋の登記簿謄本（コピー可）	
償却 資産	14 機械等の配置図	

注）福島特措法は、対象の固定資産税を5年間減免する制度です。減免を受けるためには初年度だけではなく、5年間継続して福島県の検収を受ける必要があります。

このため、初年度については申請書のほか、必要な書類をご提出いただく必要がありますが、残りの4年間についても、申請書だけは継続してご提出いただく必要がありますのでご注意ください。